第39号議案

島根県農業技術センター分析手数料条例の一部を改正する条例

島根県農業技術センター分析手数料条例(昭和26年島根県条例第67号)の一部 を次のように改正する。

題名中「分析」を「分析等」に改める。

第1条に見出しとして「(手数料の納付)」を付し、同条中「、農業に関係ある」を「行う農業又は食品に関する」に改め、「分析」の次に「、試験等」を加える。

第2条に見出しとして「(手数料の額)」を付し、同条中「分析手数料」を「手数料」に改める。

第3条に見出しとして「(手数料の不還付)」を付し、同条中「すでに」を「既に」に改め、「いかなる事由があっても」を削り、「認めた」を「認める」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(手数料の減免)

第3条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

第4条の次に次の2条を加える。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 知事は、詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

1 農業に関する分析

分析の種類	分析の内容	手数料の額
1 土壌分析	(1) 水素イオン濃度、電気伝導	1試料1項目につき
	度又は水分	1,160円
	(2) 置換酸度、塩素又は可酸化	1試料1項目につき
	性硫黄	1,760円
	(3) 仮比重又は吸水速度	1試料1項目につき
		2,210円
	(4) 腐植、全窒素、アンモニア	1試料1項目につき
	態窒素、硝酸態窒素、有効態	2,940円
	りん酸、交換性カリウム、交	
	換性ナトリウム、交換性カル	
	シウム、交換性マグネシウ	
	ム、可給態けい酸、可給態ほ	
	う素、可給態亜鉛、易還元性	
	マンガン、遊離鉄又は硫酸	
	(5) ほ場容水量、最大容水量又	1試料1項目につき
	は三相分布	3,730円
	(6) 可溶性カドミウム又は可溶	1試料1項目につき
	性銅	4,600円
	(7) 陽イオン交換容量、緩衝能	1試料1項目につき
	曲線、りん酸吸収係数、乾土	4,760円
	効果、温度上昇効果又は透水	
	係数	
	(8) 粒径組成	1試料につき 5,370円
	(9) 可溶性砒素	1試料につき 6,650円
2 農業用水分	(1) 水素イオン濃度又は電気伝	1試料1項目につき
析	導度	1,160円

		(2) 全窒素、りん酸、カリワ	↑ 1試料1項目につき	
		ム、ナトリウム、鉄、マンカ	ガ 2,940円	
		ン又は浮遊物質		
		(3) 農薬	1 試料につき 10,900円	
3	農作物分析	(1) けい酸	1 試料につき 2,940円	
		(2) カドミウム	1 試料につき 4,600円	
		(3) 砒素	1 試料につき 6,650円	
		(4) 農薬	1 試料につき 10,900円	
4	肥料分析	(1) 水素イオン濃度	1 試料につき 1,130円	
		(2) 水分	1 試料につき 1,190円	
		(3) 塩素	1試料につき 1,960円	
		(4) く溶性マンガン又はく溶性 1 試料 1 項目にで		
		苦土	1,990円	
		(5) 水溶性りん酸	1 試料につき 2,050円	
		(6) 水溶性加里	1 試料につき 2,290円	
		(7) 水溶性窒素	1 試料につき 2,340円	
		(8) 可溶性けい酸	1 試料につき 2,580円	
		(9) 炭素全量	1 試料につき 2,610円	
		(10) りん酸全量	1 試料につき 3,030円	
		(11) アンモニア態窒素	1 試料につき 3,070円	
		(12) 硝酸態窒素	1 試料につき 3,160円	
		(13) 加里全量、苦土全量又は	五 1試料1項目につき	
		灰全量	3,270円	
		(14) 窒素全量	1 試料につき 3,300円	
		(15) アルカリ分又は亜鉛全量	1試料1項目につき	
			3,330円	
		(16) 水銀	1 試料につき 4,100円	

	(17) カドミウム又は銅全量	1試料1項目につき	
		4,950円	
	(18) 砒素	1 試料につき 7,310円	
5 その他		1試料1項目につき	
		2,360円	

2 食品に関する分析等

分析等の種類	分析等の内容 手数料の額		
1 一般定量分	(1) 水分、塩分、比重、酸度、	1試料1項目につき	
析	粘度、エキス分析又は水素イ	1,500円	
	オン濃度		
	(2) 灰分、総窒素又はアルコー	1試料1項目につき	
	Jレ	2,010円	
	(3) 粗脂肪、粗繊維又は糖分	1試料1項目につき	
		4,370円	
	(4) 酢酸	1 試料につき 5,710円	
	(5) 一般分析一式(エネル	1式につき 11,000円	
	ギー、水分、灰分、総窒素、		
	粗脂肪及び炭水化物)		
	(6) 漂白剤又はレブリン酸	1試料1項目につき	
		5,490円	
2 特殊定量分	(1) 食物繊維分析	1 試料につき 23,900円	
析	(2) 原子吸光分析(銅、鉄、	1試料1項目につき	
	鉛、カルシウム、亜鉛、マン	4,300円	
	ガン、カリウム、ナトリウム		
	又はマグネシウム)		
	(3) 高速液体クロマトグラフ分	1 試料につき 15,210円	
•	•	•	

	1	fi		
3 試験	(1)	微生物試験(顕微鏡検査)	1試料につき	760円
	(2)	大腸菌群測定試験	1試料につき	3,880円
	(3)	細菌数測定試験	1試料につき	7,930円
	(4)	保存試験	1試料につき	18,230円
4 2 0)他 (1)	成績書の複本の交付	1通につき	720円
	(2)	その他の試験	1試料1試験につき	
				2,360円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
 - (島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例の廃止)
- 2 島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例(平成3年島根県条例 第22号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている前項の規定による廃止前の島根県しま ねの味開発指導センター分析等手数料条例第1条の規定による分析、試験等の 依頼は、この条例による改正後の島根県農業技術センター分析等手数料条例第 1条の規定による分析、試験等の依頼とみなす。この場合において、同条例第 6条の規定は、適用しない。